

ノースジャパン素材流通協同組合  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

2. 目標と実施時期・取組内容

目標1：

管理職及び管理職候補者を対象とした研修会への参加について、対象者に占める受講率を男女別にそれぞれ70%以上とすることを目標とする。

実施時期	取組内容
■令和8年 4月～	・管理職及び管理職候補職員向けの研修やセミナー等の情報収集、対象者の検討・年間計画策定、参加推進
■令和9年 2月～	・管理職候補職員の所属長及び理事長との面談
■令和9年 4月～	・管理職及び管理職候補職員向けの研修やセミナー等の情報収集、対象者の検討・年間計画策定、参加推進
■令和10年2月～	・管理職候補職員の所属長及び理事長との面談

目標2：

職員の心身のリフレッシュ及びワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、年次有給休暇の取得について、全職員の取得率を70%以上とすることを目標とする。あわせて、土日祝日の前後における年次有給休暇の取得については、全職員が年3回以上取得するとともに、50%以上の職員が年6回以上取得することを目標とする。

実施時期	取組内容
■令和8年 4月～	・前年度の有給休暇の取得状況及び取得率が低い部署並びに職員の業務について把握分析
■令和8年 8月～	・有給休暇取得状況を四半期ごとに集計し発信
■令和8年10月～	・取得が進んでいない職員・部署への個別フォロー ・所属長による取得促進の働きかけ
■令和9年 4月～	・前年度の実績を踏まえた改善、業務分担の検証 ・所属長への継続的な働きかけ
■令和9年 7月～	・有給休暇取得状況を3か月ごとに集計し発信
■令和9年10月～	・取得が進んでいない職員・部署への個別フォロー ・所属長による取得促進の働きかけ

目標3：

業務効率及び生産性の向上を図るとともに、柔軟な働き方を推進するため、テレワーク（在宅勤務及びモバイルテレワーク）ならびに時差出勤制度の活用について、在宅勤務は全職員の50%以上が年6回以上実施することを目標とする。あわせて、時差出勤制度については、現在実施しているトライアル運用を踏まえ制度として整備した上で、全職員の60%以上が活用することを目標とする。

実施時期	取組内容
■令和8年 4月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク（在宅勤務・モバイル）の実施状況及びトライアル時差出勤制度の利用状況を把握・分析</li> <li>・各制度の利用ルールや運用方法について周知</li> <li>・実施目標公表</li> </ul>
■令和8年10月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク実施回数及び時差出勤制度の利用状況を定期的に把握し、管理職への共有</li> <li>・実施を妨げる課題分析及び所属長による面談実施</li> <li>・在宅勤務及びモバイルテレワークの実施に必要な環境（端末、通信手段、業務ルール等）の環境見直し及び整備</li> <li>・利用が進んでいない職員・部署に対して個別のヒアリング・働きかけ</li> <li>・時差出勤制度の整備・制度化</li> </ul>
■令和9年 4月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク（在宅勤務・モバイル）の実施状況及び時差出勤制度の利用状況を把握・課題分析・対応</li> </ul>
■令和9年10月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク（在宅勤務・モバイル）の実施状況及び時差出勤制度の利用状況を把握・課題分析・対応</li> </ul>